

動物実験計画の事前審査に関する小委員会内規

(設置)

第1条 九州大学大学院医学研究院等動物実験委員会内規第8条の規定に基づき、医学研究院等動物実験委員会（以下「委員会」という。）に動物実験計画の事前審査に関する小委員会（以下「小委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 小委員会は、委員会に申請された実験計画を事前審査する。

(組織)

第3条 小委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 九州大学動物実験規則第9条に規定する医学研究院等動物実験主任者
- (2) 医学研究院の教授のうちから選ばれた者 2人（基礎系・臨床系教授 各1人）
- (3) 実験動物技術者 1人
- (4) 九州大学病院（九州大学大学院歯学研究院等動物実験委員会内規第1条に規定する診療科及び中央診療施設を除く。）の准教授、講師及び助教のうちから選ばれた者 1人
- (5) その他小委員会が必要と認める者 若干人

2 委員は、委員会の委員長が任命する。

(実験計画の事前審査)

第4条 動物実験計画の承認は、委員全員の合意を原則とする。小委員会において判断できない実験計画については、委員会において行う。

(動物実験等の迅速審査)

第5条 小委員会委員は、次のいずれかに該当するときは、委員会の委員長又は医学研究院等動物実験主任者による迅速審査に委ねることができる。

- (1) 実験実施者（実験責任者を除く。）に関する変更の審査
- (2) 前号の規定にかかわらず、実験責任者が医学研究院等内での人事異動により、所属部局及び職名を変更する場合の審査
- (3) 実験実施期間の短縮に関する変更の審査

(審査報告)

第6条 小委員会は、審査内容を委員会に報告する。

(事務)

第7条 この内規に関する事務は、病院事務部研究支援課の協力を得て、医系学部等事務部学術協力課において処理する。

(補則)

第8条 この内規に定めるもののほか、その他必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この内規は、平成17年10月14日から施行する。

附 則

この内規は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成20年6月30日から施行する。

附 則

この内規は、平成22年2月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成24年4月11日から施行する。

附 則

この内規は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成29年4月12日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、令和5年1月1日から施行する。